

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

幸手境線	路線名
幸手市東五丁目二五六五番一地从先から 同市大字権現堂字東砂畑二二六番一 先まで	供用開始の区間
令和二年十一月九日	供用開始の期日
平成二十四年三月三十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六四七・五八メートル	備考